

# 4章

## 景観重要建造物・ 景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条2項第4号関係)

1

景観重要建造物、樹木指定の基本的考え方

2

景観重要建造物の指定の方針

3

景観重要樹木の指定の方針

# 1

## 景観重要建造物、樹木指定の基本的考え方

市内には、歴史的な建造物や美しく生長した樹木が多くあります。こうした資源の景観的特性を活かしその役割を發揮させるためには、地域でその価値を共有し、周辺との関係やシンボル性を明確にし、まち並みとの一体化、調和を促進し、景観的価値にふさわしい適切な管理を行うことが求められます。そこで景観上重要な役割をもつ建造物、樹木を次の世代に確実に伝承するため、以下の方針に基づき指定します。

# 2

## 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は景観法第19条第1項の規定に基づき、道路その他の公共の場から容易に望見することができるもののうち、次に該当するものを対象に、所有者の意見を聴き、同意のもと指定します。

### 景観重要建造物の指定の要件

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成に重要であるもの。
- 市民に親しまれ、地域を象徴する建造物で、地区の景観形成計画に位置づけられたもの。

# 3

## 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は景観法第28条第1項の規定に基づき、道路その他の公共の場から容易に望見することができるもののうち、次に該当するものを対象に、所有者の意見を聴き、同意のもと指定します。

### 景観重要樹木の指定の要件

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木の外観(樹高や樹形)が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の形成に重要であるもの。
- 市民に親しまれ、地域を象徴する樹木で、地区の景観形成計画に位置づけられたもの。